別表第三中第五十九号を第六十号とし、第四十一号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣	五万枚

別表第四に次のように加える。

五十二　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	一万二千五百四十六円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第五十号」を「及び第五十一号」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第二項及び第七十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条ただし書中「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「第九十三条第二項」を「第九十四条第一項」に改め、「。以下この条及び次条において同じ」を削る。

第三十三条ただし書中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（租税特別措置法第九十五条に規定する還付加算金特例基準割合をいう。）が」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁令・省令

○デジタル庁令第七号
総務省令第七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第四項第一号イの規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定電子委任状の要件となる措置） **第二条**　法第二条第四項第一号イの主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書により証明されるもの ［2　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定電子委任状の要件となる措置） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるもの ［2　同上］

附　則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第七号に掲げる規定（同法第四十九条の規定に限る。）の施行の日（令和五年五月十一日）から施行する。